十三　第百九十一条第一項の承認申請書、同条第二項各号に掲げる書類及び同条第四項の書類
十四　第二百一条の届出書及び第二百二条各号に定める書類
十五　第二百四条第一項の届出書及び同条第二項各号に定める書類
十六　第二百五条第三項の届出書及び同条第四項の書面
十七　第二百四十四条第三項各号に掲げる書類
十八　第二百四十四条の二の届出書
十九　第二百四十五条の届出書
二十　第二百四十六条の届出書

3　第一項（第十五号に係る部分に限る。）の規定の適用がある場合における第二条、第二百三十九条の二第八項及び第九項、第二百四十六条の三第二項、第二百四十六条の四第五項、第二百四十六条の五第二項並びに第二百四十六条の六第五項の規定の適用については、これらの規定中「特例業務届出者」とあるのは、「特例業務届出者及び第三百五十条第一項（第十五号に係る部分に限る。）の規定の適用を受ける者」とする。

4　第一項又は第二項の規定の適用がある書類については、第二条の規定は、適用しない。

5　第一項及び第二項の規定は、第一種金融商品取引業又は登録金融機関業務を行い、又は行おうとする者に関しては、適用しない。

6　第一項から第三項までの場合において、金融庁長官等は、公益又は投資者保護のため必要かつ適当であると認めるときは、これらの規定の適用を受ける者に対し、当該規定の適用がある書類の全部又は一部について、その概要の訳文を付すことを求めることができる。

（標準処理期間）

第三百五十一条　［略］

備考　表中の［　］の記載は注記である。

附　則

この府令は、公布の日から施行する。

（標準処理期間）

第三百五十条　［同上］

府令・省令

○内閣府法務省令第一号

金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第三十一条の二第十一項の規定に基づき、金融商品取引業者営業保証金規則の一部を改正する命令を次のように定める。

令和三年一月十二日

内閣総理大臣　菅　義偉
法務大臣　上川　陽子

金融商品取引業者営業保証金規則の一部を改正する命令

金融商品取引業者営業保証金規則（平成十九年内閣府法務省令第三号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（英語による提出書類の作成に関する特例）	［条を加える。］
第十八条　次の各号に掲げる書類のうち、その内容その他の事情を勘案して金融庁長官が定めるものは、当該各号に定める様式に準じて英語で作成することができる。 一　第十四条第一項の承認申請書　別紙様式第四号 二　第十六条第四項の届出書　別紙様式第七号	
2　前項の場合において、管轄財務局長は、公益又は投資者保護のため必要かつ適当であると認めるときは、同項の規定の適用を受ける者に対し、当該規定の適用がある書類の全部又は一部について、その概要の訳文を付すことを求めることができる。	
（供託規則の適用）	（供託規則の適用）
第十九条　［略］	**第十八条**　［同上］

備考　表中の［　］の記載は注記である。

附　則

この命令は、公布の日から施行する。